

西東京市第3次総合計画策定のための基本方針

令和4年4月

西東京市

1 はじめに

西東京市は、平成 13（2001）年 1 月に田無市と保谷市が合併して誕生し、2021 年には 20 周年を迎えました。

その間、都心にアクセスしやすい地理的条件を活かし、身近に豊かな自然や農を感じられる郊外の住宅都市として発展してきました。全国的には人口減少が進むなか、本市の人口は、これまで増加傾向が続いてきましたが、人口構造をみると少子高齢化は着実に進行しつつあり、将来的には人口減少に転じることが見込まれています。一方、本市を取り巻く社会経済情勢は、自然災害の激甚化・頻発化、地球規模の環境問題の深刻化、社会インフラの老朽化、新たな感染症拡大への対応など、これまでになく複雑かつ多様に変化しつつあります。

こうした変化や想定される危機に対応するためには、これまでの市政運営を見直し、必要に応じて大胆に方向性を転換することも視野に入れ、新たなまちづくりの方向性について長期的な視点から戦略的に考えていくことが必要です。

現行の第 2 次総合計画が令和 5（2023）年度をもって終了することから、市と市民が基本理念と将来像を共有し、その実現に向けて、ともに取り組んでいくための指針として「西東京市第 3 次総合計画」を策定するための考え方をここに定めます。

2 総合計画に関する基本的な事項

（1）計画の位置づけ

総合計画は、市政運営の基本指針となり、すべての計画の最上位に位置づけられる計画です。平成 23（2011）年の地方自治法の改正により、地方自治体が基本構想を策定する義務づけがなくなりましたが、総合的かつ計画的な市政運営を行うためには、行政のあらゆる分野を網羅し、中長期的な視点で方向性を示す指針が必要不可欠なため、市の条例に定めて策定しています。

一方、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、市町村においては「総合戦略」を策定することが努力義務化されました。総合戦略は将来的な人口を見据え、人口減少や少子高齢社会に対応するための 5 か年の戦略であり、西東京市においても、平成 28（2016）年 3 月に「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、平成 31（2019）年 3 月に策定した「西東京市第 2 次総合計画・後期基本計画」では、総合戦略を内包する形として整理しました。

これらの経緯を踏まえ、新たに策定する第 3 次総合計画においても、総合戦略で示すべき目標や施策との関係性を明確にしながら、総合戦略を内包した総合計画とします。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの長期的ビジョンとして、目指すまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも必要であることから、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成し、それぞれ以下のようにすべきと考えます。また、内包する総合戦略は、下図のように位置付けられます。

① 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や、目指すべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

② 基本計画

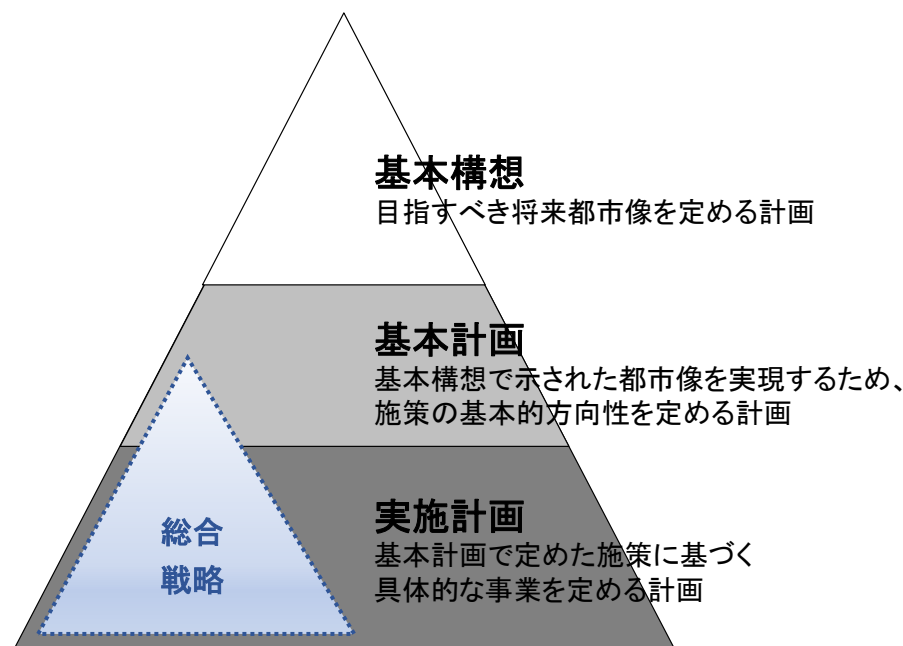
基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策の領域における市の現状や課題、今後の方向を示し、施策を総合的に運営するための計画となるものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業をまとめたものです。基本構想・基本計画に示したビジョンや施策は、この実施計画で事業として具体化されることになります。

④ 総合戦略

総合戦略は、将来的な人口減少や少子高齢社会に対応するための戦略です。本市の「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第3次総合計画に内包します。



(3) 総合計画の期間

総合計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、それぞれ以下のようによすべきと考えます。

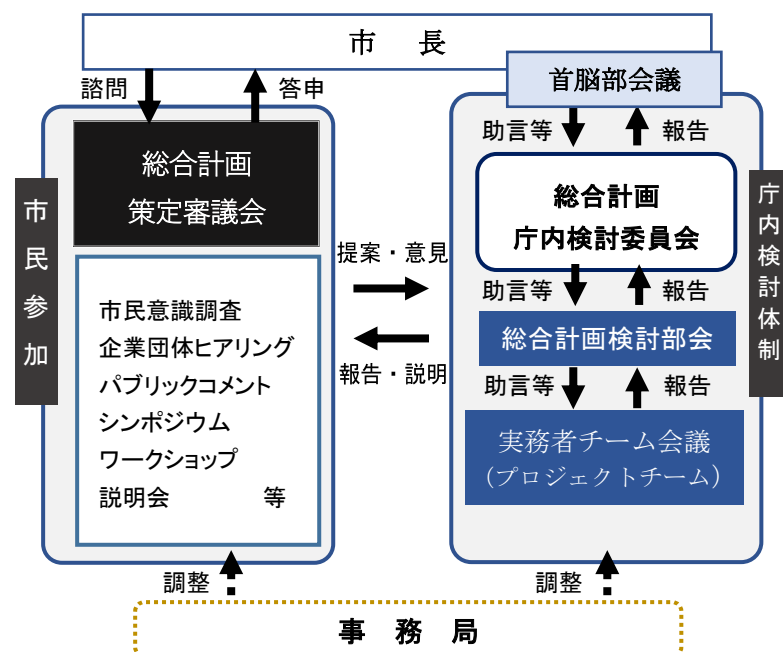
- ① 基本構想・基本計画は、令和6年度を初年度とし、10年間を計画期間とします。
- ② 基本計画は、社会経済情勢の変化に対応するため、中間年次（5年後）に後期基本計画として見直しを行うものとしします。
- ③ 実施計画は、3年間を計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して毎年度策定します。

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	基本構想									
基本計画	基本計画									
	後期基本計画（見直し）									
実施計画	（3か年を計画期間として毎年度策定）									

(4) 検討体制

総合計画の策定にあたっては、市長の諮問に応じて西東京市総合計画策定審議会が総合計画の策定に関して必要な事項の調査、審議を行い、市長に答申します。

庁内の検討体制としては、庁内検討委員会を設置し、総合計画策定に必要な事項を調査、検討するとともに、個別計画との整合性を図るため、庁内各課と事務局の調整を担う体制を整備します。



3 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) これからのまちづくりに求められる基本的な視点

西東京市がより成長していく自治体となるためには、市民一人ひとりが、このまちで暮らし続けたい、長く地域とかかわってみたい、そのように思えることが大事です。行政と市民とが一体となってSDGs（持続可能な開発目標）の達成とその後の目標維持に向けた取組を推進するとともに、日々の生活の様々な場面で「人とのつながり」「あたたかみ」「充実感（やりがい）」、そして「安心」を実感できるまちにしていくことが不可欠です。

主役としての多様な「市民」、市民が社会の一員として主体的にかかわる「まち」、まちづくりに関わる様々な要素を連携・活用する「仕組み」など、それぞれの立場から、これからのまちづくりに必要な基本的な視点を以下に掲げます。

① 地域への「誇りや愛着」を育む ～たから～

- ・ 地域の良さ（宝物）や歴史（物語）を知り、より良い地域とする意識を育む
- ・ 地域の資源を活かしたまちづくりを進める
- ・ 西東京市らしさを創出し、より一層魅力を感じることができる

② 一人ひとりが「自分らしく」生きることができる ～らしさ～

- ・ 障害の有無・ジェンダー・言葉や文化など、多様性に関する視点を持つ
- ・ 誰もが一人ひとり認められ、大事にされる社会をつくる
- ・ 個々の価値観やライフスタイルにあった暮らしを実現できる

③ 互いの「つながり」によりささえあう ～つながり～

- ・ 互いにささえあうことで、日々の安心を感じることができる
- ・ 様々な立場の人を受け止め、ゆるやかにつながる社会をつくる
- ・ 周辺の地域や自治体と連携し、課題解決に向けて取り組む

④ 楽しみや「いきがい」を見出せる ～いきがい～

- ・ 日々の暮らしが充実し、心の豊かさを実感できる
- ・ 身近に楽しめる空間やコト（イベントなど）がある
- ・ 子どもから大人まで、地域の中に自分の「居場所」や「出番」がある

⑤ 変化や危機に「柔軟」に対応する ～そなえ～

- ・ 激甚化する自然災害や感染症などに備える
- ・ 進展する少子高齢化に柔軟に対応することができる
- ・ 毎日を安全・安心に暮らすことができる住環境を整える

⑥ 「次世代」につなげる ～みらい～

- ・ 未来に向けて一人ひとりができることに取り組む
- ・ 未来を見据えた持続可能なまちづくりを進める
- ・ 若者たちが10年先、20年先も住み続けたい、いつか戻ってきたいと思える
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた取組を進める

※「これからのまちづくりに求められる基本的な視点」として掲げる6つの視点は、基本構想・基本計画を策定する過程において、必要に応じて補完・更新しながら進めます。

(2) 総合計画策定における市民参加の重要性

総合計画は10年先の西東京市のビジョンとまちづくりの方向性を描く市の最上位計画であるため、計画の策定過程で多様な立場の市民と関わり、市民が共感できる計画とすることが求められます。

西東京市では「西東京市市民参加条例」を制定し、市民の意向を市政に反映させる仕組みづくりを進めてきました。また、市内では主体的な市民活動が活発に行われています。総合計画の策定に当たっては、そうした市民活動団体との連携も含め、以下の考え方を踏まえた市民参加の工夫が必要です。

① 多様な世代や立場の人との関わり

- ・ 未来の西東京市の担い手となる子ども（小学生、中学生、高校生）や大学生、若者世代
- ・ それぞれの活動分野での知識・経験がある市民や市民活動団体
- ・ これからの地域参加が期待される働き盛りの現役世代
- ・ 支援やサポートが必要だが声をあげにくい外国人や社会的マイノリティ、高齢者

② つながりや関係づくりを重視した市民参加プロセスによる参加機会の拡大

- ・ 人とつながるアクションやプロセス自体も市民参加として活かす
- ・ 意見を聞きたいところ（学校や活動団体など）に出向く
- ・ 市民参加の場に出てこられない人へのアプローチを工夫する
- ・ 市民参加を通して世代や学年を超えた交流を生む

③ 学びや気づきを得られ、主体的な参加につながる仕組みづくり

- ・ 地域の良さや必要な情報を知ることができる
- ・ 世代や立場が異なる人の意見を知り、新たな発想につなげる
- ・ 計画の実現に向けて、市民が主体的にできることに取り組む

(3) 計画策定にあたっての留意事項

① 人口推計を反映した計画づくり

全国的な人口減少のなか、コロナ禍の影響もあり、多摩地域においても人口増加数が減少傾向となっており、人口減少局面への転換の動きが見られます。総合計画の策定にあたっては、行政サービスの需要と供給のバランスを把握する必要があるため、将来の人口の動向を推測し、施策や事業の方向性、行政サービスの需要量、施設の整備などを判断する際の基礎資料として人口推計の活用を図る必要があります。

② 戦略性を持った計画づくり

総合計画は、市のまちづくりの方向性を示す最上位計画として、政策・施策の方向性を網羅的に示すだけでなく、戦略性を持った計画とする必要があります。

高齢化に伴う社会保障費の増大、公共施設等をはじめとする社会資本の老朽化等により、今後はより厳しい財政状況になることが予測されます。そのため、今後は限られた経営資源を効果的に投入していくための戦略が必要不可欠となります。

施策・事業の取捨選択や優先順位付け、新たな考え方や仕組みを取り入れた未来に繋がる投資など、戦略性を持った計画を策定する必要があります。

③ 高い実効性が確保される計画づくり

総合計画の策定に当たり、改めて行政が果たすべき役割を再確認し、行政サービスのあり方や組織としてのあり方を見直すとともに、より実効性のある計画とするため、行財政改革に一体的に取り組む必要があります。

質の高い行政サービスを維持・向上させ、持続可能な形で提供し続けるためには、健全な行財政基盤を構築することが必要不可欠です。また、多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細やかに応えるためには、行政サービスだけでは限界があり、多様な主体や周辺自治体との連携・協働により、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。